

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（抜粋）

する。

ロ 老人福祉法施行令第六条の規定の適用については、支援給付を保護とみなす。

二十一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の規定の適用については、次に定めるところによる。

イ 介護保険法施行令第二十二条の二第三項、第二十二条の二の二第二項、第四項及び第七項から第十項まで、第二十九条の二第三項、第二十九条の二の二第四項及び第七項から第十項まで、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。

ロ 介護保険法施行令第三十七条第一項の規定の適用については、同項第九号中「規定」とあるのは、「規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)」とする。

二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十七条、第十九条、第三十五条及び第四十三条の三の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

二十三 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十五条第一項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。

二十四 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第四条第一項(同令附則第十二条において準用する場合を含む。)、第二項、第三項及び第四項(同令附則第十二条において準用する場合を含む。)、第五条第一項(同令附則第十三条において準用する場合を含む。)、第二項、第三項及び第四項(同令附則第十三条において準用する場合を含む。)、第六条(同令附

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_7③

則第十四条において準用する場合を含む。)、第七条、第九条、第十条、第十一一条(同令附則第十五条において準用する場合を含む。)、第十二条、第十三条第一項(同令附則第十六条において準用する場合を含む。)、第二項、第三項及び第四項(同令附則第十六条において準用する場合を含む。)並びに第十四条の二(同令附則第十七条の二において準用する場合を含む。)の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

二十五 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百五十八号)第一条第一項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

二十六 勅令及び政令以外の命令の規定の適用に関し必要な事項は、当該命令を発する者が定める。

(平二〇政一一七・追加、平二〇政三五七・平二一政一三五・平二一政二九六・平二四政二六・平二四政二三五・平二五政五・平二六政三九・平二六政一六四・平二六政二八九・平二六政三五七・平二六政三五八・平二七政七四・平二七政一三八・平二七政一六六・平二八政一三・平二八政一八六・一部改正)